

## 港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「建築基準法」等の一部改正に伴い手数料を新設するほか、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等の一部改正に伴い引用している法令の題名を変更するものです。

## 【建築基準法改正の背景】

現行の規定では、接道義務や道路内建築制限の既存不適格\*となっている建築物について、大規模の修繕等に該当する省エネ改修等が困難であることから、政令で定める範囲内であれば、省エネ改修等をできるようにする改正が行われました。

※既存不適格とは、建築物のしゅん工時は適法に建てられていたものの、その後の法改正等によって、現在の法律に適合しなくなってしまった状態をいいます。

## 【条例改正の内容】

①既存不適格建築物に係る手数料を新設します。

名 称	額
建築物の敷地と道路との関係の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定申請手数料	28,000円
道路内における大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定申請手数料	28,000円

②条例で引用している法令の題名を変更します。

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律  
→ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則  
→ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

## 【施行期日】

令和6年4月1日